

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3128号)

令和6年10月8日

横情審答申第3128号
令和6年10月8日

横浜市人事委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年4月11日人任第19号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(12)HP上で最終合格者欄に、身体障害者、精神障害者を分けた表示があったのはなぜかわかるもの。また、なぜ知的障害者の最終合格者数の表示がなかったのかについてわかるもの。」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市人事委員会が、「(12)HP上で最終合格者欄に、身体障害者、精神障害者を分けた表示があったのはなぜかわかるもの。また、なぜ知的障害者の最終合格者数の表示がなかったのかについてわかるもの。」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市人事委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年1月26日に行った「(12)HP上で最終合格者欄に、身体障害者、精神障害者を分けた表示があったのはなぜかわかるもの。また、なぜ知的障害者の最終合格者数の表示がなかったのかについてわかるもの。」（以下「本件審査請求文書」という。）の非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第10条第2項に該当するため全部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考の最終合格発表時のウェブサイト更新に当たっては、例年、参考として最終合格者の障害種別を表示しているが、ウェブサイトの掲載内容を決定するために作成している行政文書には障害種別ごとに表示する理由を記載していない。令和3年度の当該選考における最終合格発表時のウェブサイト更新に際して作成した行政文書にも同様に、障害種別ごとに表示する理由を記載していない。その他にも上記の理由が分かる行政文書の作成はしていない。

したがって、本件審査請求文書は作成しておらず、保有していないことから、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る処分を取消し、本件審査請求文書を全部開示するよう求める。
- (2) ウェブサイト上には身体障害者の合格者数、精神障害者の合格者数が記載されており、何の決裁も経ずして、一吏員の判断でこの記載をしたものとは考えにくい。
- (3) 請求内容が不明瞭であれば、請求者に事前にどのような文書を要望しているのかを把握せず、文書不存在に結論づけるのは早いと思われる。
- (4) 障害種別の応募者数、最終合格者数等の情報は必ず把握しているものとする。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考に係る事務について

人事委員会事務局調査任用部任用課では、職員の任用に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第17号）第19条第1項第3号に基づき、障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考を実施している。最終合格者数等の情報については、横浜市のウェブサイト上に公表されている。

- (3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、令和3年度障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考事務C区分において、ウェブサイト上の最終合格者欄に、身体障害者、精神障害者を分けた表示があった理由が分かる文書及び知的障害者の最終合格者数の表示がなかった理由が分かる文書と考えられる。

- (4) 本件審査請求文書の不存在

ア 本件審査請求文書について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 令和3年度障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考の最終合格発表時のウェブサイト更新に当たって最終合格者の障害種別を表示している。これは、障害のある人を対象とした横浜市職員採用選考では、精神障害や知的

障害がある方も受験できるように対象者を令和元年度から拡大しており、最終合格者の障害種別の人数も表示することで、選考の状況を極力開示するとともに透明性を確保し、より多くの人に受験していただきたいという趣旨による。

しかし、掲載内容の決定に当たっての決裁文書には、当該趣旨を理由として記載していない。最終合格者の障害種別を表示することについては過年度からの変更点等もないことから、令和3年度の決裁文書中にも障害種別ごとの表示について特段の理由は記載していない。

(イ) 令和3年度の当該選考における最終合格者の中に、知的障害のある者はいなかったため、最終合格者の発表において知的障害者の最終合格数の表示はなかったものであるところ、知的障害者の最終合格者数の表示がない理由が記載された文書は存在しない。

(ウ) そのほかに令和3年度の当該選考における最終合格者の障害種別ごとの表示を設ける理由が記載された文書は存在しない。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、ほかに本件審査請求文書の存在を推認させる事情も認められない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 4 月 11 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 8 月 13 日 (第33回 第四部会)	・ 審議
令 和 6 年 9 月 2 日 (第34回 第四部会)	・ 審議